

第1章 序論

- 01 都市計画マスタープランに関する基本的な事項
- 02 本市をとりまく環境とまちづくりの課題と視点



01 都市計画マスタープランに関する基本的な事項



(1) 改定の背景

都市計画マスタープランは、平成4年に改正された都市計画法に基づき、市町村が都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、羽曳野市（以下、本市とする。）では、平成12年2月に『羽曳野市都市計画マスタープラン～「雅のまち」の創生をめざして～』を策定し、直近では平成28年に改定を行い、この方針に即してまちづくりを推進してきました。

市全域を対象とした都市計画マスタープランの全面的な見直しについては、上位計画である羽曳野市総合基本計画や、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）との整合を図りながら、目標年次である令和7年度に行うこととしています。

一方で、都市計画マスタープランの改定から5年が経過する中で、この間、広域幹線道路沿道の市街化調整区域においても、商業業務施設や物流業務施設等の立地が進むなど、新たな土地利用ニーズが高まっており、適切な土地利用のさらなる誘導が重要な課題となっています。また、令和3年3月には、第6次羽曳野市総合基本計画「後期基本計画」が策定されています。

このような状況を受け、市街化調整区域においても本市の立地ポテンシャルを最大限に活かした土地利用をさらに促進するため、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画マスタープランの一部改定を行うものです。

(2) 目的

本計画は、第6次羽曳野市総合基本計画や、南部大阪都市計画区域マスタープランの示す都市像との総合性、一体性の確保を行い、新たな社会経済情勢へ対応するとともに、市民・事業者などとの協働による円滑な施策展開を推進することを目的とします。

(3) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、市全域（26.45km²）とします。

(4) 計画の目標年次

本計画の目標年次は第6次羽曳野市総合基本計画で定める目標年次と整合を図るため、令和7年度（2025年度）とします。ただし、本計画はまちづくりの中長期的な計画であることから、実現までに目標年次を超える内容も含まれています。

また、本計画の内容は上位計画の改定、社会経済情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

目標年次 : 令和7年度（2025年度）

(5) 計画の役割

本計画は、都市計画に関する基本的な方針として、以下のような役割を担うものです。

- ① 実現すべき都市の将来像を示すもの
- ② 個別の都市計画施策を明確にし、相互の調整を図るもの
- ③ 土地利用規制や各種事業の都市計画決定や変更の指針となるもの
- ④ 地域の将来像や市民の役割を示し、都市計画に対する市民の理解を深めるもの

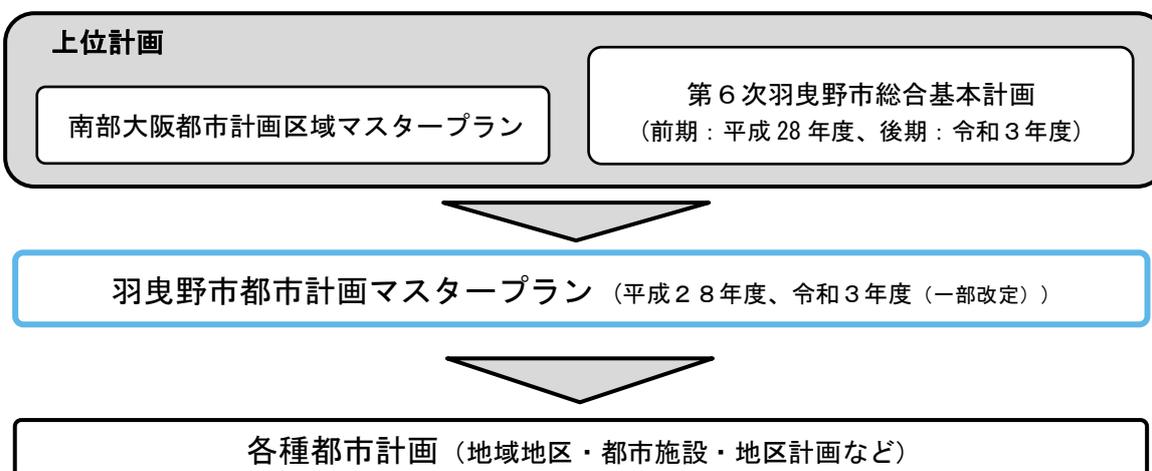
【参考】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針) ～ 都市計画法第18条の2 ～

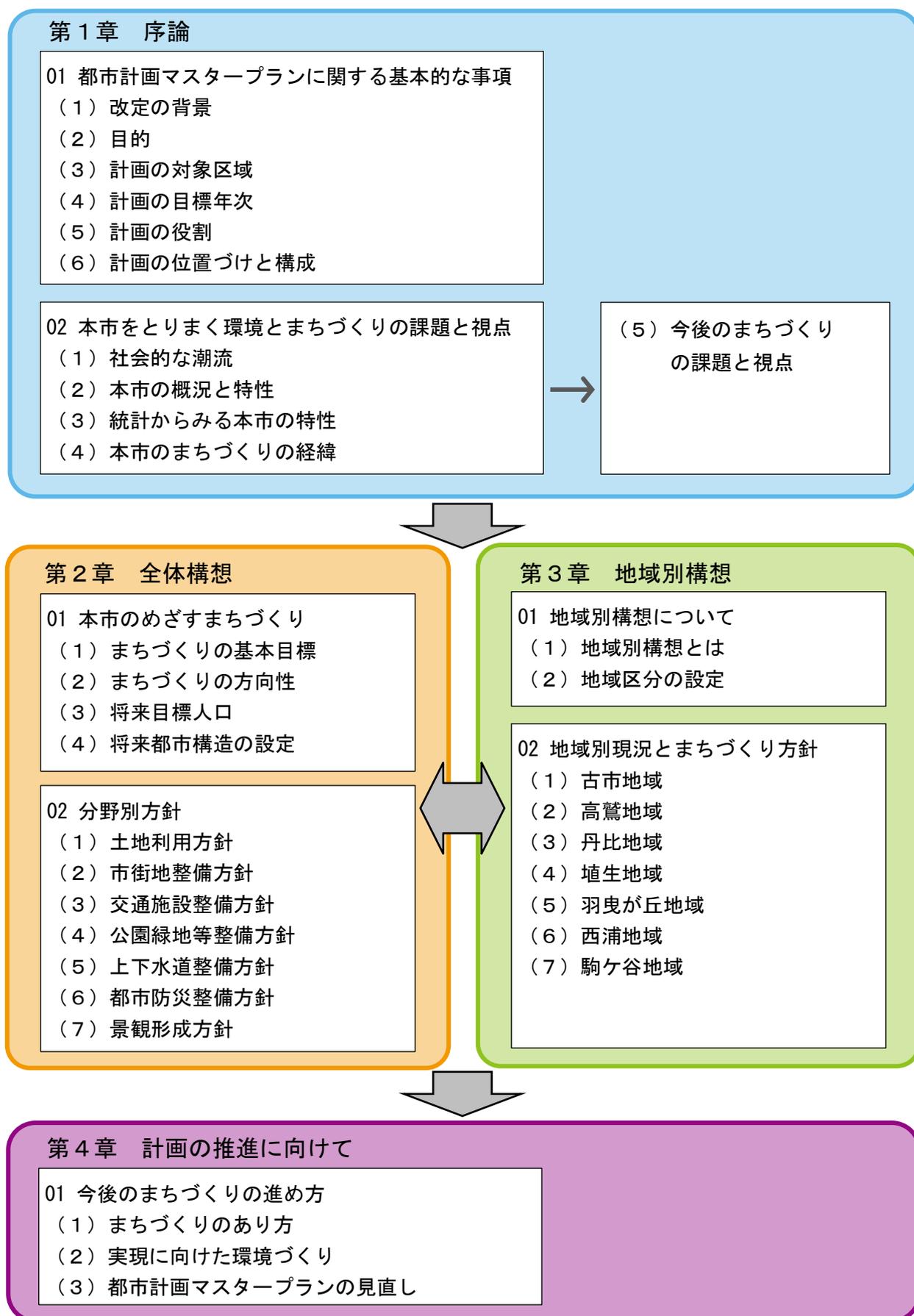
- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(6) 計画の位置づけと構成

本計画は「南部大阪都市計画区域マスタープラン」および「第6次羽曳野市総合基本計画」に即した計画とし、関連する計画との整合性を図りながら改定します。



■構成



02 本市をとりまく環境とまちづくりの課題と視点



(1) 社会的な潮流

① 本格化する人口減少・少子高齢化

- ・本市においては、平成12年（国勢調査）の119,246人をピークに人口減少が続いており、平成27年（国勢調査）には、112,683人となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計による本市の将来推計人口は、令和22（2040）年で94,368人に減少すると予測されています。また、年齢別人口割合を見ると、少子化については、年少人口（0～14歳）は14.2%（H22）が9.8%（R22）となり、高齢化については、老年人口（65歳以上）は23.5%（H22）が37.3%（R22）になると予測されています。
- ・人口構造の変化や人口減少は、都市機能の維持や求められるまちづくりに大きな影響が考えられるため、本計画でもその対応が求められています。

② 頻発化する自然災害

- ・平成23年3月の東日本大震災の発生は、広い範囲で多くの人々の生活に甚大な影響をもたらした。復興・復旧の取り組みが今も続いています。また、その後も、大阪府北部地震など、大きな地震が発生している状況にあります。
- ・また、大震災のほか、近年ではこれまで経験したことのない集中豪雨や爆弾低気圧と呼ばれる暴風雨、それらに伴う土砂災害など異常気象による大規模災害が懸念されています。
- ・こうした自然災害に対する不安が高まりを見せる中、安全安心な暮らしを守るまちづくりの推進が求められています。

③ 地域経済の低迷

- ・大阪府では、これまで経済を牽引してきた第2次産業（製造業など）が長期的に低迷しており、これに変わる新たな産業の成長も厳しい状況にあります。
- ・本市においても、第1次産業、第2次産業ともに長期の低迷傾向にあり、近年は平成20年秋のリーマン・ショック以前の状況には回復しつつありますが、まだ先行きが不透明な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の流行が、地域経済に影響を与えている状況にあります。
- ・今後は人口減少社会が本格的に到来する中で、生産年齢人口の減少により経済成長が阻害される可能性も考えられます。また、若者の雇用対策は、若者の転出や少子化問題とも密接に関係することから、一層重要な課題となっています。

④ 地球環境問題・エネルギー問題の深刻化

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するために、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。また、東日本大震災以降、日本のエネルギー事情は大きく転換しており、省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギーの活用が一層重要性を増してきています。
- ・本市においても、低炭素社会の実現、資源循環型社会への転換に向けた取り組みに力を入れていく必要があります。

(2) 本市の概況と特性

■位置

本市は、大阪府の東南部に位置し、東は二上山系を経て奈良県香芝市に接し、西は松原市と堺市、南は富田林市と太子町、北は藤井寺市と柏原市に隣接し、大阪の都心部まで約 20 km にあり、近鉄古市駅から JR 天王寺駅まで約 20 分、JR 大阪駅まで約 40 分と大阪都心部へのアクセス性の高い位置にあります。

また、市域の大きさは東西 8.4 km、南北 6.2 km、面積 26.45 km² で、大阪府域の 1.4% を占めています。

■地勢

東から西にかけて、東部には二上山西麓、龍王寺山塊、中央部には石川河内平野、羽曳野丘陵、西部には狭山扇状地が広がっています。

市内を流れる主要な河川は、中央部を南北に流れる石川、東の飛鳥川、西の東除川があり、その流れは大和川に合流した後、大阪湾に注いでいます。また、かんがいを目的としたため池が多く点在しています。

■交通環境

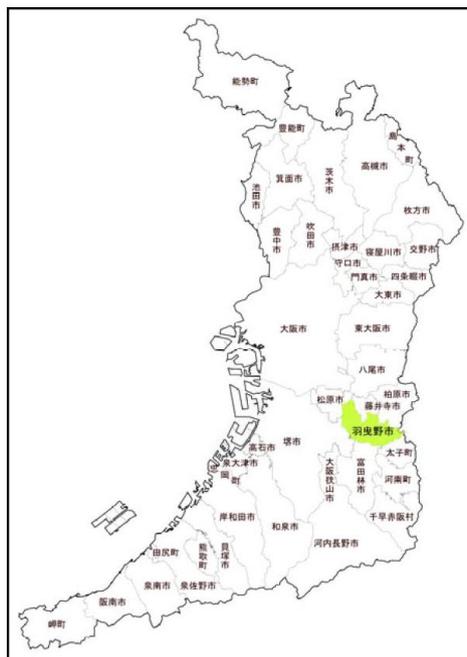
市内の鉄道路線は、近畿日本鉄道南大阪線と長野線が通っており、南大阪線の恵我ノ荘駅、高鷲駅、古市駅、駒ヶ谷駅、上ノ太子駅の 5 駅を有しています。道路交通網は、国道 170 号(大阪外環状線)が市のほぼ中央を縦貫し、主要な交通軸となっているほか、広域的な幹線道路である西名阪自動車道、南阪奈道路が通っています。

■歴史・自然環境

本市を代表する歴史遺産の一つである古市古墳群は、その重要性から、以前より個別に国の史跡に指定されていましたが、平成 13 年に群として一括して指定され、さらに、令和元年に「百舌鳥・古市古墳群」として世界遺産登録されました。

古市古墳群は市内の中部を中心に各所に多数点在しており、緑に覆われた墳丘が独特の歴史的市街地景観を形成するとともに、市街地における環境保全機能としての役割も果たしています。

また、本市の東方に稜線を張る二上山は、北の雄岳、南の雌岳の双峰からなる特徴ある眺望景観を形成しており、その西麓の豊かな自然環境は市民にとって憩いとレクリエーションに重要なものとなっています。



【本市位置図】

■市民アンケートによる課題の抽出

①実施概要（平成28年改定時）

○実施目的	「第6次羽曳野市総合基本計画」の策定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に、アンケート調査を実施。
○実施時期	平成26年10月
○実施方法	無作為に抽出した16歳以上の市民3,000人を対象にアンケートを配布。 アンケートは郵送により発送・回収。
○回収数	1,255件（回収率41.8%）

②アンケート結果

○これからのまちづくりのキーワード

- ・「安全安心」のキーワードが群を抜いて多く、特に関心が高いといえます。
- ・そのほか、「健康」、「防犯」、「助け合い」、「環境」といったキーワードが多くなっています。

○将来めざすべきまちのあり方

- ・「防災・防犯体制の充実」、「保健、福祉・医療の充実」が特に多くなっており、安心・安全面への要望が高いといえます。
- ・そのほか、「地域コミュニティの充実」、「緑にかこまれたまち」、「産業の元気なまち」、「歴史文化が薫るまち」がめざすべきまちのあり方として望まれています。

○まちの活性化に向けて必要な取り組み

- ・「医療・福祉制度の充実」、「子育て支援制度の充実」など、医療や福祉の充実が特に望まれているほか、「大規模店舗の誘致」、「企業や事務所などの誘致」、「防災・防犯コミュニティの充実」が望まれています。

○必要な都市整備

- ・「身近な生活道路の安全性の確保」、「主要駅周辺整備の推進」、「公共交通サービスの充実」の順に多くなっており、生活利便性の向上が望まれています。
- ・そのほか、「南阪奈道路や大阪外環状線沿道の開発促進」、「主要幹線道路の整備およびネットワーク化の促進」への要望も高くなっています。

※アンケート結果の詳細については、巻末資料にも記載しています。

①実施概要（令和3年改定時）

○実施目的	「第6次羽曳野市総合基本計画（後期基本計画）」の策定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に、アンケート調査を実施。
○実施時期	令和元年11～12月
○実施方法	無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人を対象にアンケートを配布。 アンケートは郵送により発送・回収。
○回収数	1,419件（回収率47.3%）

アンケート結果

○羽曳野市のまちづくりについての満足度と重要度

<満足度>

「消防・救急体制の充実」や「市民の健康を育む保健・医療の充実」、「安全で安定した上下水道の整備」について満足度が高い。

一方、「誰もが安心して利用できる交通の確保」や「商工業・サービス業の活性化」、「シティプロモーションの充実」等についての満足度が低い結果となっています。

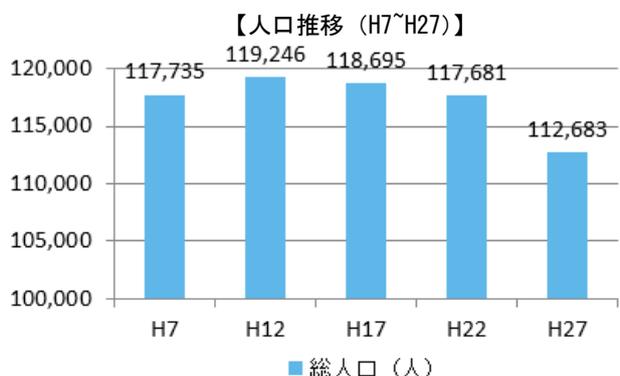
<重要度>

安全・安心対策に関する項目（消防・救急体制、防犯対策、災害対策、危機管理）や、健康・福祉に関する項目（保健・医療、高齢者福祉、地域福祉）、次代を担う子どもに関する項目（子育て支援、青少年育成、学校教育の充実）についての重要度が高い結果となっています。

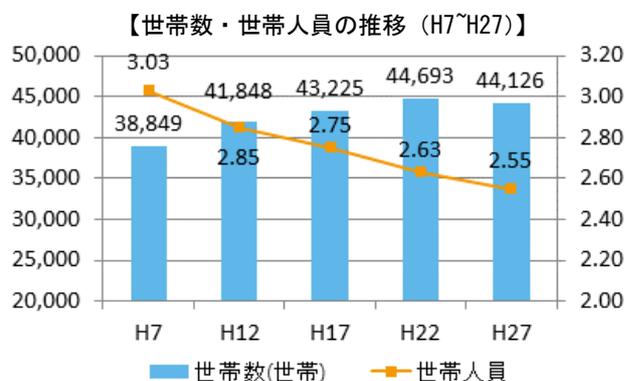
(3) 統計からみる本市の特性

①人口および世帯の推移

- 本市の人口は、長く増加傾向にありましたが平成17年から減少に転じています。1世帯あたり人員は平成27年には2.55人と減少し、世帯数は増加傾向でしたが、現在は横ばい傾向にあります。

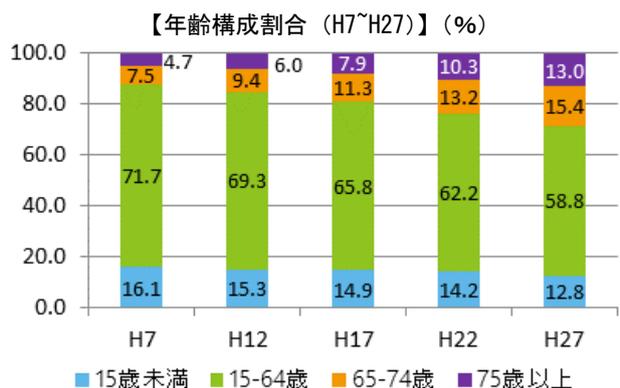


資料：各年国勢調査

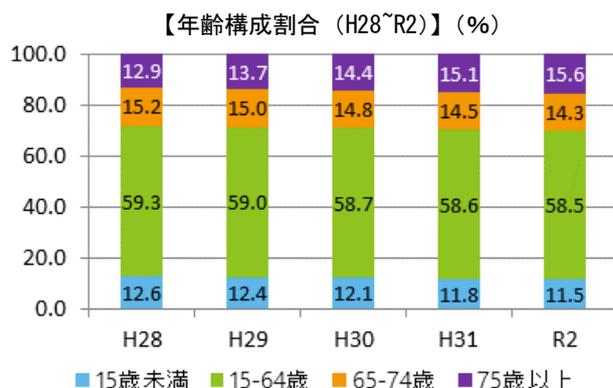


資料：各年国勢調査

- 年齢構成の変化をみると、年少人口割合は12%を下回り、老年人口割合は29%を超えました。



資料：各年国勢調査



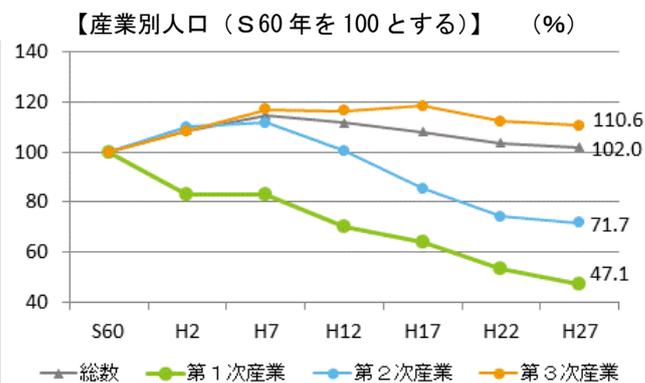
資料：各年住民基本台帳

②産業別人口の推移

- 産業別人口をみると、第1次産業は長く減少し、第2次産業は平成7年に減少に転じました。第3次産業は女性人口が増加していることにより比較的横ばいとなっています。

【産業別人口 (S60~H27)】 (人)

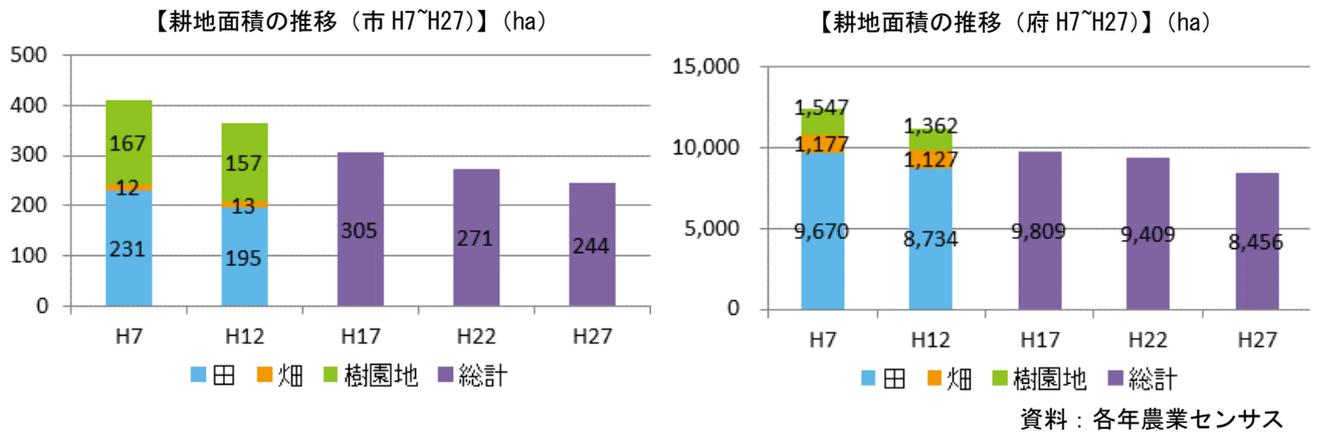
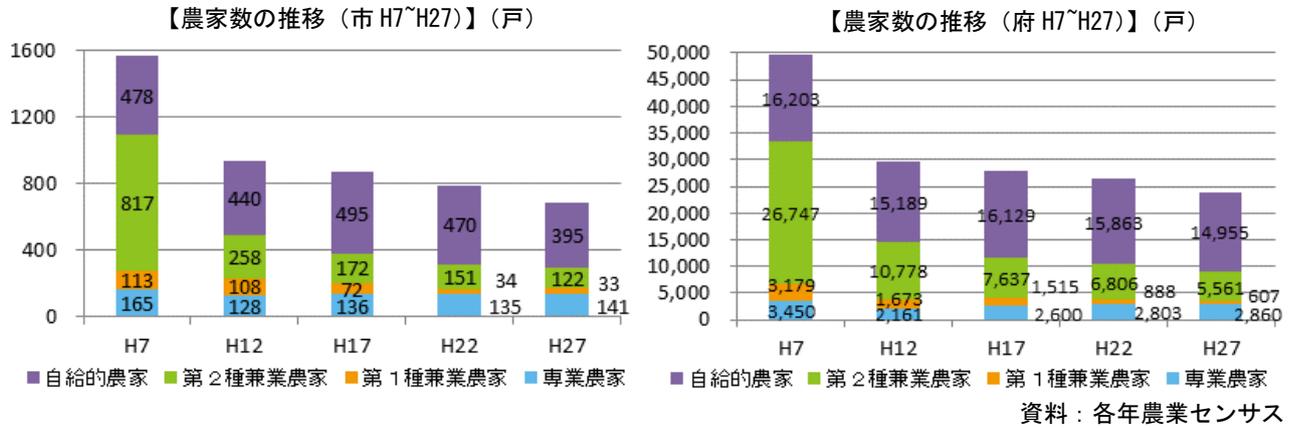
	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数	48,461	52,650	55,635	54,055	52,404	50,213	49,412
第1次産業	1,095	909	911	766	702	582	516
第2次産業	17,062	18,764	19,045	17,133	14,556	12,636	12,226
第3次産業	30,178	32,687	35,306	35,119	35,692	33,874	33,367
男	31,460	33,550	34,956	33,250	31,140	28,907	27,705
第1次産業	756	637	591	500	472	388	354
第2次産業	12,522	13,683	13,892	12,711	10,880	9,454	9,115
第3次産業	18,132	19,065	20,281	19,467	18,895	17,350	16,506
女	17,001	19,100	20,679	20,805	21,264	21,306	21,707
第1次産業	339	272	320	266	230	194	162
第2次産業	4,540	5,081	5,153	4,422	3,676	3,182	3,111
第3次産業	12,046	13,622	15,025	15,652	16,797	16,524	16,861



資料：各年国勢調査

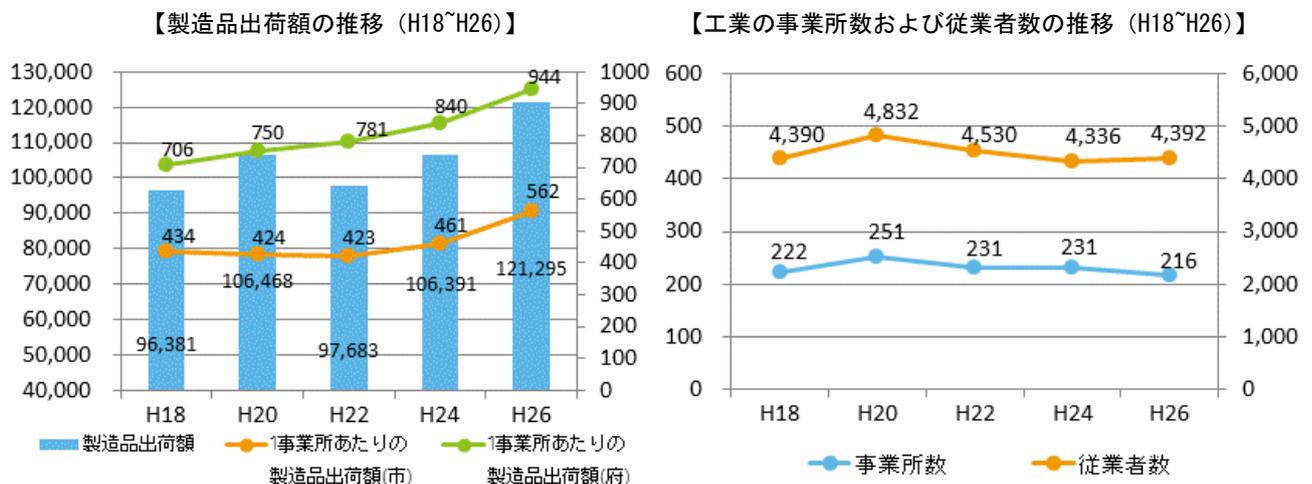
③農業の状況

- ・平成27年の農家数は296戸（自給的農家数395戸は別集計）であり、専業農家は47.6%で大阪府の31.0%に比べ高い状況にあります。
- ・耕地面積の内訳は、本市では樹園地（ブドウ、イチジク）の割合が比較的高いといえます。



④工業の状況

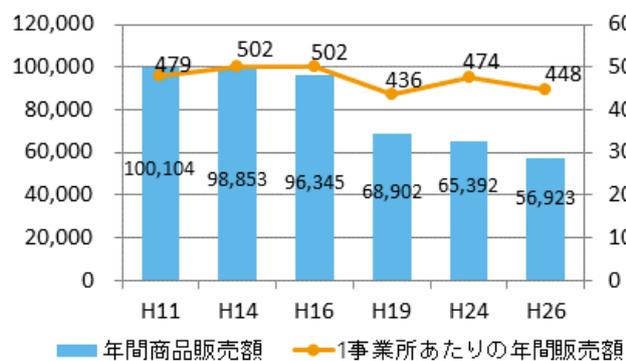
- ・事業所数、従業者数は平成20年をピークに、以降減少しています。平成20年に製造品出荷額が減少に転じましたが、以降は増加傾向にあります。



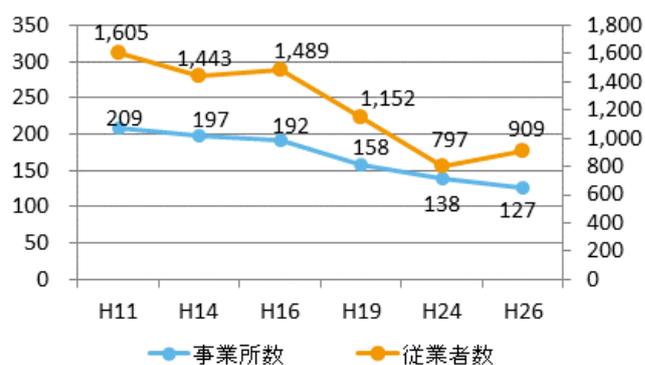
⑤商業の状況

- ・卸売業では、年間販売額及び事業所数が平成16年から減少しています。
- ・小売業では、年間販売額が平成19年までの横ばいから平成24年に減少し、事業所数、従業者数とともに減少しています。

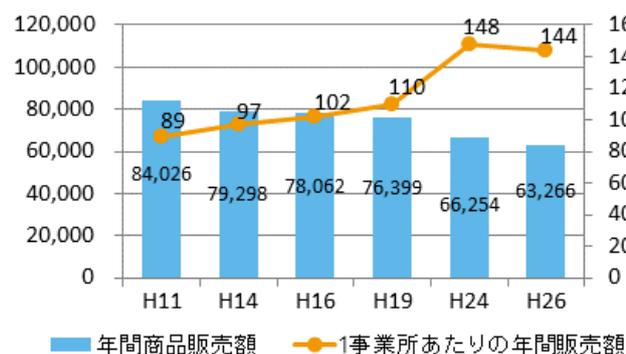
【卸売業の年間販売額の推移（H11～H26）】



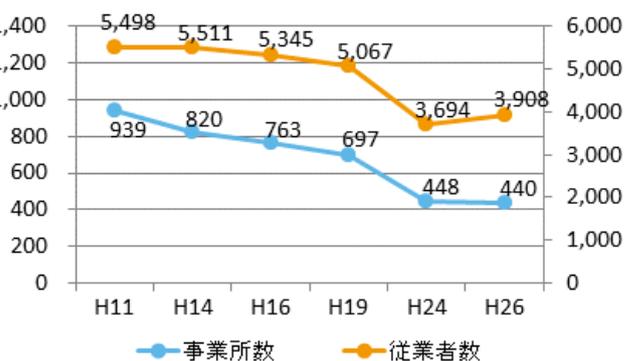
【卸売業の事業所数および従業者数の推移（H11～H26）】



【小売業の年間販売額の推移（H9～H24）】



【小売業の事業所数および従業者数の推移（H9～H24）】



資料：各年商業統計調査

(4) 本市のまちづくりの経緯

①上位計画・関連計画

〈 上位計画および主な関連計画 〉

H20.3	建築物耐震改修促進計画の策定
H20.4	都市計画マスタープランの改定
H21.3	バリアフリー基本構想の策定
H21.4	第5次水道施設整備事業の実施
H22.4	流域関連公共下水道事業計画の実施
H22.10	【大阪府】国土利用計画の策定（第4次）
H23.3	【大阪府】南部大阪都市計画区域マスタープランの改定
H23.3	区域区分（市街化区域および市街化調整区域）の見直し（第6回）
H23.3	用途地域の見直し（第7回）
H24.2	【大阪府】都市計画道路の見直し
H24.3	【大阪府】住宅まちづくりマスタープランの策定
H24.5	社会資本総合整備計画（地域住宅計画「大阪府地域」）の変更（第3回変更）
H26.2	【大阪府・羽曳野市】都市計画道路の見直し
H26.3	【大阪府】地域防災計画の修正
H26.3	【百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議】 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョンの策定
H26.3	国史跡古市古墳群保存管理計画の策定
H26.3	市営住宅等長寿命化計画の策定
H26.3	バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）の策定
H26.3	橋梁長寿命化修繕計画の策定
H26.10	景観計画の策定
H27.4	流域関連公共下水道事業計画（その2）の実施
H27.4	流域関連公共下水道事業計画（防災・安全）の実施
H28.1	景観地区・高度地区の指定
H28.3	【大阪府】南部大阪都市計画区域マスタープランの改定
H28.4	第6次総合基本計画（前期基本計画）の策定
H28.4	都市計画マスタープランの改定
R2.9	【国土交通省】都市計画運用指針の改正（第11版）
R2.10	【大阪府】南部大阪都市計画区域マスタープランの改定
R3.3	第6次総合基本計画（後期基本計画）の策定

②主要な施設整備（平成28年改定時）

〈 主要な施設整備 〉

H20. 5	峰塚公園「文化イベント広場ゾーン・管理施設ゾーン」のオープン 「モニュメントゾーン・郷土の森ゾーン」と合わせて4つのゾーンが完成
H20. 12	市営向野中住宅1号棟の改善工事が完了
H21. 11	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の増設整備工事が完了
H22. 3	市営向野南住宅2号棟の改善工事が完了
H22. 4	都市計画道路恵我之荘駅前南側線（駅前交通広場用地）の暫定整備
H23. 3	市営向野北住宅3号棟の改善工事が完了
H23. 5	峰塚公園管理棟「時とみどりの交流館」がオープン
H24. 1	埴生幼稚園の新築移転
H24. 3	市営向野西住宅4号棟の改善工事が完了
H24. 4	緑と市民の協働ふれあいプラザ「エコプラザはにふ」がオープン
H24. 4	駒ヶ谷駅西側公園「コロコロふれあいパーク」、羽曳野市観光農園がオープン
H24. 4	古市複合館「古市みらい館」がオープン
H24. 4	駒ヶ谷駅駐車場の供用開始
H25. 4	誉田中学校茶山グラウンド管理棟（古市古墳群のガイダンス機能）がオープン
H25. 6	羽曳が丘幼稚園の新築移転
H25. 6	都市計画道路古市駅東側線（駅前交通広場）に古市駅東広場「歴史とにぎわいの広場古市」の暫定整備
H25. 7	古市駅東駐車場の供用開始
H25. 7	都市計画道路八尾富田林線の一部区間（府道西藤井寺線）の供用開始
H25. 11	恵我ノ荘駅前南側シェルターの供用開始
H26. 4	埴生小学校の移転（羽曳野中学校敷地内）
H26. 4	誉田中学校の建替え整備が完了
H27. 3	市営向野東住宅1号棟の改善工事が完了
H27. 5	市道古市153号線の供用開始
H28. 3	小中学校の耐震化率100%を達成
H28. 3	石川浄水場建替え事業の完了
H28. 3	市道東大塚美陵線（中央環状線側区間）の供用開始
H28. 3	グレイプヒルススポーツグラウンドの改修が完了
H28. 4	埴生小学校跡地に中央スポーツ公園がオープン
H29. 3	市営向野西住宅3号棟の改善工事が完了
H30. 4	市立認定こども園「こども未来館たかわし」が開園
R1. 2	石川浄水場中央監視制御設備の更新
R1. 7	中央スポーツ公園管理棟が完成
R1. 10	市立小・中学校（教室）のエアコン設置が完了
R2. 3	市防災行政無線デジタル化の完了

③社会動向（平成 28 年改定時）

〈 主な法改正など 〉

H20	（リーマン・ショック） 歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）の制定
H21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定
H22	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正
H23	（東日本大震災・東京電力福島第一原発事故） 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正
H24	再生エネルギー固定買取制度の開始 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法） 地域主権推進大綱の閣議決定 新たな社会資本整備重点計画の閣議決定 高齢社会対策大綱の閣議決定 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定
H25	第三次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定 社会保障・税一体改革 （持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の制定） インフラ長寿命化基本計画の策定 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正 交通政策基本法の閣議決定
H26	（消費税率および地方消費税率の引上げ） 都市再生特別措置法等の改正・・・立地適正化計画等 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正 国土強靱化基本計画の閣議決定 省エネルギー法の改正 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正
H27	都市農業振興基本法の制定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

(5) 今後のまちづくりの課題と視点

①人口減少、少子高齢化への対応

- ・平成20年以降、本市の人口は転出超過が続いています。また、最新の将来人口推計では、大阪府、羽曳野市とも、さらなる人口減少が想定されています。
- ・さらなる人口の流出を抑えるためには、都市の利便性を活かして、魅力的なまちづくりを進め、子育て世代の定住促進を図る必要があります。

②都市のストックの活用

- ・既成市街地は一定の土地利用が行われているため、今後はまとまりある市街地形成をめざし、市街地の拡大を抑制しつつ、適切に維持発展させる必要があります。
- ・これまでのまちづくりの成果により、基礎的な都市基盤施設の整備はおおむね進んでいるため、今後は、これらの都市のストックを活かすことへの転換が必要となります。
- ・公共公益施設やインフラを市民の財産として、長寿命化や再利用、効率的な維持管理に努めるとともに、ユニバーサルデザインの対応など質的な向上をめざしていくことが求められます。

③環境に配慮した社会への転換

- ・都市の成長を優先的に進めてきた影響により、全国的に地球温暖化やヒートアイランド現象、大気汚染などの地球環境問題が社会的なテーマとなっており、その対策が求められています。
- ・CO₂排出抑制など地球環境負荷の低減やエネルギー問題への取り組みに対応していくためには、次世代のまちづくりに向けたビジョンを構築していくことが非常に重要です。
- ・ゴミの削減やリサイクルの促進、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及への対応など持続的なまちづくりへの取り組みが必要です。

④災害に強い都市の形成

- ・東日本大震災の発生をきっかけに市民の防災に対する意識が高まっています。また、ゲリラ豪雨などこれまでの常識や想定をはるかに超える災害も頻繁に発生しています。
- ・災害に備えた安全なまちづくりに加えて、市民との協働による減災への取り組みを進める必要があります。

⑤地域と行政の連携促進

- ・まちづくりや子育て、社会福祉などの分野において、身近な生活環境の向上を図るべく、地域のボランティアで支える取り組みが育ちつつあります。（羽曳野市で認定されているNPO団体数は、25団体となっています。大阪府内全般においても認定数の増加が見込まれます。）
- ・地域の住民が公園や住宅地のみどりの管理に参加するなど、望ましい居住環境の形成に向けて地域住民と行政が連携した仕組みづくりが求められます。

⑥地域の魅力づくりと歴史遺産を守る取り組み・景観形成

- ・世界遺産登録された「百舌鳥・古市古墳群」をはじめとした歴史遺産を守り、地域の魅力を発信しています。
- ・本市では、様々な歴史や自然資源などを活かした良好な景観づくりを図るため、景観計画を策定しました。今後は、市民の機運を高めつつ、良好な景観形成に向けた、より一層の取り組みの推進が求められます。

